

第1回 松江市空家等対策協議会 会 議 録

1. 日 時 平成 28 年 8 月 10 日（水）10:15～11:30
2. 場 所 松江市役所 本庁西棟 5 階 防災センター
3. 出席者
 - (1) 委員 12 名
松浦正敬委員、小数賀安富委員、柳原治委員、三島進委員、原孝悦委員、
豊島俊委員、藤原美知委員、濱名毅行委員、小谷浩和委員、清水政人委員、
小西碧委員、藤原健市委員
※欠席 3 名（能海広明委員、田中明子委員、中野茂夫委員）
 - (2) 事務局 6 名
藤原歴史まちづくり部長、永田歴史まちづくり部次長、内田建築指導課長、
高見建築指導係長、吉岑住宅政策係長、高木建築指導課主幹
4. 内 容
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶
 - (3) 委員紹介
 - (4) 会長選出
 - (5) 議事
 - ・報告事項 (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法について
 - (2) 松江市の空き家の現状・対策について
 - (3) 空き家対策に向けた取組について
 - ・協議事項 (4) 松江市空家等対策計画策定について
 - ・松江市空家等対策計画構成概要
 - ・松江市空家等対策計画策定スケジュール
 - (6) 閉会

5. 会議経過

発言者	議 事
藤原 歴史まちづくり 部長	<p>ただいまより第1回松江市空家等対策協議会を開催いたします。</p> <p>歴史まちづくり部長の藤原と申します。本協議会の会長が選任されるまでの間、進行を勤めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本会議の位置づけや本会議の概要について簡単に説明申し上げます。</p> <p>本協議会は国の空家等対策の推進に関する特別措置法第七条、並びに松江市空家等対策協議会条例の規程に基づき、松江市が設置する協議会になります。</p> <p>本日の会議では、報告事項として、国において法律が制定された背景や制定された法の概要について説明します。続いて、松江市における空き家の現状等について、住宅・土地統計調査、実態調査等の結果に基づき説明させていただきます。さらに、現時点での空き家対策に向けた取組み状況についても説明申し上げます。説明後、皆様からの意見、要望等を行わせて頂きます。</p> <p>その後、協議事項として、松江市空家等対策計画の構成案、今後の計画策定のスケジュールについて説明させて頂いた後に、委員の皆様方から意見を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速、お手元の会議次第により議事を進めていきたいと思っております。まず、開会にあたりまして松浦松江市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
松浦松江市長	<p>皆さんおはようございます。本日は大変ご多忙の中、又大変暑い中ですが、皆様方、第1回松江市空家等対策協議会にご出席頂き、大変ありがとうございます。また、この協議会のメンバーとしてお引き受け頂きましたことに重ねて感謝申し上げたいと思っております。</p> <p>さて、近年、人口減少あるいは既存の住宅建築物の老朽化、社会的なニーズの変化等々に伴い、空き家が年々増加の傾向にあり、そしてまた社会的な問題として顕在化してきております。平成20年の住宅・土地統計調査を機に、全国的に空き家に対する問題意識が高まり、以後、平成25年の統計調査では約820万戸と5年間で63万戸の空き家の増加がみられました。空き家の増加は、例えばストックの有効活用が図られないので、住環境等への悪化を招く。こうなりますと、防災、防犯、あるいは衛生、景観等の多岐にわたる課題が出てきます。引き続き住宅として活用したり、他の用途へ転用したりする他、周辺への悪影響を及ぼす場合には除却するようなことも必要になってくるわけでございます。このように空き家の支援をすることに対して、いろいろ課題、またはこれに対する対策は種々出てくるわけですが、その実施にあたっては所有者、地域の関係者の皆様とのきめ細</p>

	<p>かな調整が必要になります。そういうことをとらまえて、空家等対策特別措置法が制定されたということでございます。</p> <p>松江市におきましても、平成 25 年の空き家率は 13.4%と全国平均に近い数値が示されております。本年度、これらの空き家が抱える課題への対策として、先ほど申し上げた松江市空家等対策計画を策定し、空き家に対する施策を総合的かつ計画的に実施していきたいと考えております。委員の皆様方には地域事情、専門的な視点からご意見を賜わり、より実効性のある計画を作り上げていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>藤原 歴史まちづくり 部長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局から委員の皆様のご紹介、本日の出欠状況、配布している資料の確認をさせていただきます。</p>
<p>内田 建築指導課長</p>	<p>本協議会の担当をする歴史まちづくり部建築指導課課長の内田と申します。よろしくお願い申し上げます。それでは着座をして説明させていただきますことご容赦下さい。</p>
	<p>それでは委員の紹介でございます。時間の都合上、お手元の委員名簿及び座席表、席札をもってかえさせていただきますと思います。また、委嘱状の交付につきましても、前もって席に置かせて頂いている委嘱状をもって代えさせていただきますこと、ご容赦頂くことお願い申し上げます。尚、委員の皆様方の任期につきましては、松江市空家等対策協議会条例第四条第一項より 2 年間となっておりますので、平成 30 年 7 月 31 日まででございます。委員のみなさま、これより 2 年間よろしくお願いを致します。</p>
	<p>次に、本日の出欠状況についてご報告します。本日は、松江市副市長能海委員、島根大学中野委員、松江市市議会議員田中委員から欠席の連絡を頂いております。委員総数 15 名に対して 12 名の出席があり、委員の過半数に達しておりますので、松江市空家等対策協議会規則第三条第二項に基づき、本会は成立しております。</p>
	<p>続いて、本日の資料の確認をさせていただきます。会議次第の資料一覧と併せてご覧下さい。資料 1 といたしまして「空家等対策の推進に関する特別措置法の概要」についてカラー刷りをしたもの、その後ろに本法についても添付をいたしてございます。資料 2 「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」ということで、平成 28 年 4 月に最終改正が行われているものを付けております。資料 3 「松江市空家等対策協議会条例」、資料 4 「松江市空家等対策協議会規則」でございます。資料 5 として 1～6 までございます。資料 5-1 「住宅・土地統計調査の推移」ということで 3 枚片ホチキス止めのものを付けさせていただいております。資料 5-2 「平成 26 年度空き家実態調査の結果」を</p>

	<p>2枚片ホチキス止めのものを付けております。資料 5-3「空家等に関する相談と対応・空家等の発生要因」、資料 5-4「基本的対策の参考事例」と付けさせていただいております。資料 5-5「松江市空家実態調査について」、平成 28 年度松江市は空き家の実態調査を行っており、その概要を付けています。資料 5-6「先駆的空き家対策モデル事業について」を付けておりますが、これは一般社団法人島根県建築住宅センターが国からの支援を受けてモデル事業ということで先駆的な事業を執り行っており、それに関する資料をお付けしております。以上が報告事項の資料になります。</p> <p>次に、資料 6「松江市空家等対策計画構成概要（案）」ですが、3枚のホチキス止めになっております。資料 7「松江市空家等対策計画策定スケジュール」は1枚ものです。以上が本日の協議会の協議事項の資料となります。不足、落丁などございましたら、お知らせくださいませ。</p> <p>本日の協議会は概ね1時間程度予定しております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>藤原 歴史まちづくり 部長</p>	<p>続きまして、会議公開の確認について事務局よりご説明申し上げます。</p>
<p>内田 建築指導課長</p>	<p>本協議会の会議につきましては、松江市情報公開条例第三十条に基づき原則公開とすることとしております。尚、案件によりましては例外的に非公開にすることが予想されますが、本日の案件は会議の運営上支障を生ずることが予想されるものではございませんので全面公開したいと考えております。</p>
<p>藤原 歴史まちづくり 部長</p>	<p>ただいまご説明申し上げましたように、この会議を公開とすることにご異議はございませんでしょうか。</p>
	<p><特になし></p> <p>ご異議はないようですので、本日の本会議は公開といたします。尚、傍聴される皆様には受付時にお渡しいたしました注意事項を遵守頂き、会議の円滑進行にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。</p> <p>次に会長の選出に入りたいと存じます。会長の選出に関しては、松江市空家等対策協議会規則第二条第二項に基づき当協議会委員の互選となっておりますが、いかが取り計らいましょうか。特に皆様からご意見がなければ事務局から提案をさせて頂いて、ご承認して頂く形にしたいと思っておりますがよろしゅうございますでしょうか。</p>

	<p><委員全員異議なし></p> <p>ありがとうございます。それでは会長を松江市長である松浦委員に会長をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p> <p>松浦委員様には会長席にお移りを頂きたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p><松浦会長が席を移動></p> <p>会長就任にあたりまして、一言ご挨拶を頂戴したいと思ひます。</p>
松浦会長	<p>皆様方の互選によりまして、会長職を全うしていきたいと思ひます。</p> <p>皆様方のご協力をよろしくお願ひします。</p>
藤原 歴史まちづくり 部長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、松江市空家等対策協議会規則第二条第四項に基づきまして、松浦会長より職務代理者の指名をお願い致します。</p>
松浦会長	<p>職務代理者につきましては、松江市副市長の能海委員を指名いたしたいと思ひます。</p>
藤原 歴史まちづくり 部長	<p>ただいま松浦会長からご指名がございましたので、会長職務代理者には能海委員にご就任頂くことになりました。それでは、松江市空家等対策協議会規則第三条に基づきまして、以降の議事については松浦会長に進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
松浦会長	<p>それでは早速議事に入らせて頂きますけれども、まず連絡事項が3つございます。これを事務局から説明をお願いします。</p>
高木 建築指導課主幹	<p>建築指導課の高木です。報告事項(1)～(3)について一括して説明いたします。</p> <p>(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法について</p> <p>資料1について、以下の点を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家等及び特定空家等の定義 ・特定空家等については、協議会で定義を固めていきたいこと ・対策計画の中で跡地等の活用、特定空家等に対する措置について言及すること

資料 2 について、以下の点を説明。

- ・国の基本的な指針
- ・既に庁内で連絡体制を取りながら、空き家に関する連携を図っていること
- ・空家等対策計画に定める事項 9 項目

資料 3

松江市が制定している松江市空家等対策協議会条例に基づき、本協議会が設置されていることを説明。

資料 4

松江市空家等対策協議会規則で、協議会の組織及び運営に関して定めていることを説明。

(2) 松江市の空き家の現状・対策について

資料 5-1

住宅・土地統計調査における、空き家に関する項目について説明。

→空き家率は増加傾向。

資料 5-2

町内会・自治会連合会による、空き家調査の結果について説明。

→周辺部のみならず中心市街地においても空き家がある。

資料 5-3

建築指導課で受けた相談について報告。

→所有者等からの相談 67 件。地域および近隣住民としての相談 155 件。

空家等の発生するきっかけは、別住宅の購入、転居、介護施設への入所等。

高齢化により今後更に増えると予想

空家等が発生する要因は、所有者側、市場面、法制度面の 3 つに分類できるのではないかと整理している。

資料 5-4

基本的対策の参考事例について説明。

→使用中や徹底した管理がされている住宅への施策は様々あるが、管理不足や管理不全な住宅については施策が少ない。

(3) 空き家対策に向けた取り組みについて

資料 5-5 について、以下の点を説明。

	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市空家実態調査は平成 29 年 2 月まで ・市内全域、過去 3 年以上継続して水道閉栓がある物件 1,100 戸が調査対象。 ・候補を抽出し外観調査を行う。 <p>資料 5-6 について、以下の点を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人島根県建築住宅センターで、国の事業に則り進められている。松江市も協力。 ・モデル地区を選定して空き家調査を行い、特定空家の判断基準を検討する。 ・データベースの作成、活用方法の検討など、所有者が円滑に管理または処分できる支援策も検討。 ・検討内容は、空家等対策計画の中の検討のひとつとして捉える。 <p>事務局の説明につきまして、皆様方からご質問、ご意見があればお願いします。</p> <p>松浦会長 この松江市空家実態調査と、先駆的空家対策モデル事業の中で「特定空家等の判断基準の検討」とありますけども、松江市空家実態調査の場合の空き家の基準と、先駆的空家対策モデル事業でいうところの判断基準の違いとはどういう関係になるのですか。</p> <p>高木 建築指導課主幹 プロジェクトで行われる調査につきましては、特定空家の判断につながる物件を探し、どうした部分で特定空家と判断できるのかという基準作成のための調査を優先して行われます。松江市内で多数の物件を調査するのではなく、老朽度が著しいものに対して調査を行い、構造部分のチェックなどを進めると伺っております。一方で、松江市空家実態調査は老朽度が著しいものと考えてはいますが、状況の幅が広いと考えておりますので、特定空家に繋がるものもあると思いますが、少し軽度な老朽度のものも含んでいると考えております。</p> <p>松浦会長 いずれにしても松江市空家実態調査についても基準は作るということですか。既にできていますか。</p> <p>高木 建築指導課主幹 法律のなかでも明確な基準が定められておりませんので、松江市空家実態調査と一般財団法人島根県建築住宅センターで行われる調査結果を踏まえて、基準を作る必要があります。</p> <p>松浦会長 松江市空家実態調査をする場合の空き家かどうかの基準は既にできているのですか。</p>
--	--

高木 建築指導課主幹	調査基準は定めてあります。
松浦会長	どこに定めてあるのですか。
高木 建築指導課主幹	調査の基準としては、資料の中には詳しくございませんが、まず破損があるかないかをひとつの目安としております。特別措置法の中にもありますが、著しい庭木、樹木等の繁茂、場合によっては賃貸、売り物件になっているケースもありますので、外観で判断できる部分を拾い上げて調査を進めるようにしております。
松浦会長	厳密な意味での基準を作って判断するというのではなくて、ある程度包括的に空き家を調査して対策を考えるというそのくらいの気持ちでやれば良いのでしょうか。
藤原 歴史まちづくり 部長	今回の調査は、特定空家の問題があるのは間違いないですが、一方でまだ有効に使える空き家をどう活用していくのか、この2つの大きなポイントがあると思っておりますので、それぞれの地域において、空き家を有効活用するにはどうしたら良いのかという観点も含めて検討していくということをご理解頂ければと思います。
松浦会長	質問が特に無いようですので、また会議の今後の中でいろいろ疑問点等がございましたら、お願いしたいと思います。 続きまして、協議事項ですけれども、「(4) 松江市空家等対策計画策定について」でございます。事務局から説明をお願いします。
高木 建築指導課主幹	それでは資料6、資料7について説明いたします。 資料6 について、以下の点を説明。 ・空家等対策計画に定める事項9項目を踏まえて策定を行うこと。 ・市民にも分かりやすくするため、第1章からの構成の中で9項目を満たすようにすること。 ・各章の概要 資料7 について、以下の点を説明。 ・松江市空家等対策計画策定スケジュール ・平成28年度に3回の協議会を予定 第2回の協議会で計画の素案提示、第3回協議会で皆様にご意見を頂戴したい。 ・来年の2月後半で計画策定を行いたい

	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査の結果についても計画案のなかで示す ・共創・協働の施策等の研究も反映
松浦会長	<p>計画について説明がございましたが、皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。</p>
三島委員	<p>スケジュール表を頂いたのですけれど、空家実態調査が年内 12 月までするそうですが、これがある程度先行しないと松江市空家等対策計画の策定が大変難しいのではないかと。どこに、どれだけ、どういう状態であるのか理解していない。理解していないものを計画とか素案とかやっても…。なぜかという、構成概要（案）のなかの計画の目標に「目指すまちの姿」と書いてあるんですね。大変重要なことだと思いますが、たたき台ができていないのに、本当にそんなことができるだろうか。</p> <p>それと会長がおっしゃられたが、問題が出たときにその都度対応することになる。空き家対策となると幅広い松江市全域でしていくことになるが、そうすると農政の問題が絡むだろうし、それから空き家に対するいわゆる責任というのは、持っている者の責任が基本ですから、それに対する松江市としての対応策。例えば、松江市が古いから壊せよといっても、壊すと固定資産税が絶対に上がるということだと壊さない、そのまま放置となる。そういうのを基本的にどうするのが良いのか。</p> <p>逆にいうと、まちづくりということで対策を守るように考えることになると、松江市の支援策。補助金を出すのではなく、いわゆる貸付金制というようなものを出してでも、解体するようにしていかないといけないのではないかと。解体して、10 年～20 年は次の建物を出す、売却できる者には固定資産税を以前と同じようにするとか、何らかのことをしないと空き家対策は難しいと思っています。まず、調査をして一体どこに、どのようにあるのかということと、それをどういう方向にもっていくのかということ。ただ調べて、こういうところがありますよ、壊すのだよと、持っている者の責任だよ、とそういうことだけでは前に進まないんじゃないかという気がしますので。3 回目で答えを出すことになっていますが、一向に構わないのですが、調査が 12 月までであるのに本当にできますでしょうか。</p>
内田 建築指導課長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今年度は空家実態調査を 1,100 件ということで行っております。これは空き家の数が松江市域において 12,630 戸という数字が出ているなかで、更に平成 26 年度に町内会・自治会連合会のご協力を頂き、2,700 余という数字が出ております。これに関しましては、国の調査というのは世帯数と住宅戸数から推計的に出した数値でございますので、各基礎自治体の実態として、本当に空き家として基礎自治体が目を向ける数字を調査する必要があるということで、松江市としては平成 26 年度に各公民館単位で数字を出して頂きました。そのなかでも当然目指すまちの姿というのを施策で展開していかなければならないわけですが、まず優先すべきものは地域に迷惑を与</p>

	<p>えている老朽危険空き家。これをまずはどのように指導、措置をしていくのかという部分がありますので、今年度実態調査ということで1,100戸の中でいくらその数字が出てくるかはわかりませんが、それを押さえることをしていきたいと思います。</p> <p>あと、平成26年度調査で頂いた数字を松江市としても適正管理を涵養していったり、利活用できるような財産になるかどうかを、協議会の中で皆さんのご意見を頂きながらしていきたいと考えております。まちの目指す姿ということで、利活用していくことは、先ほど5年間の計画と申し上げましたが、国の法律が5年をもって再度検討するというので、本市としても5年間の計画とさせていただいていますが、長い取り組みになろうと考えております。そういった中で、地域に必要とされる空き家の利活用、それぞれの抱える問題もございまして、そのようなことも踏まえて計画の中に盛り込んでいくというような考えでおります。この計画は作りましたら、これをもって実施をするということだけではなくて、変更も当然していくものとされております。変更にあたりましては協議会のほうでご意見を頂いて変更していくということになっていきますので、ご理解頂きたいと思っております。</p>
松浦会長	<p>そうではなくて、要するに調査と計画の策定がどういう関係になっているのかということを知りたいです。調査が終わらないと計画ができないものなのか、あるいは平行しながらやり、お互いに調査結果を見ながらまた計画を修正していくのか、その部分を説明してほしいと思います。</p>
内田 建築指導課長	<p>説明に不足がありました。基本的には調査が終わらないとこの計画ができないというものではないと考えております。調査と計画を平行していきながら、当然調査をすることによって実態を掴めるということから、この計画も変更を要することも出てくると思います。基本的には空家等対策計画の中で調査の内容に関しても、どこまで調査していくことがこの対策に取り組むにあたって必要な調査かということもご意見を頂くこともあろうと思います。そのようなことも場合によっては計画に入れた後、今年度行った空家実態調査に更に補足的に加えてまた追加調査を行うこともあると思います。基本的には平行して調査と計画策定が行っていきけるものと考えております。</p>
松浦会長	<p>要するに計画は計画で作ることができるということなんですか。では、調査は何のためにやるの。その関係をはっきりさせてくれないと。調査をすることもこの事業の目的なので。</p>
藤原 歴史まちづくり	<p>調査については、すべての空き家を調査することは技術的に難しいこともありまして、類型を行い、典型的な例について調査をさせて頂き、それをどのようにしたら良いのかとい</p>

部長	<p>うルールをつくることになると思っています。先ほど三島委員から意見があったように、実効性のあるものをつくらないとなかなか難しいというのはおっしゃる通りであると思っております。それぞれの地域で抱えている課題を、類型毎にピックアップして、法の規制とか、税制の問題だとか様々な課題が当然出てくると思うので、それについて、類型に合わせた形で対応策を考えていきたいと考えているところです。調査の結果を踏まえるということになるので、今示しているスケジュールの通りに調査の結果が出てくるかというのは心配なところであるが、その辺はしっかり状況を皆様に報告をさせて頂き、その結果にあわせた形で全体のスケジュールを進めていきたいと考えております。</p>
三島委員	<p>おっしゃることは言葉ではわかりませんが、地域の状況というのがございましたが、問題は個人の財産、個人の意識が問われるのが一番であると考えています。従って、地域でああだこうだ言って個人が整理できる問題ではない。いわゆる個人の物なので、個人が壊さない、人に貸さないならそのままになる。これは極端な話ですが、地域の人が壊してもらえないといけないと言っても、個人が壊さないと言えどもならない問題もあると思う。ましてや調査をして、その姿をもっていわゆるまちづくりということになると、個人の意識をどこで汲み上げるのかという、これが私は一番の疑問である。ただこういうことを長期的にしなければならぬということではありますが、実態調査をして何をどうするかという元に帰るわけです。そこがもう少し明確でないと、この計画も、賛否両論大変なことになる。それどころではなく、バラバラになる気がします。本職の方がたくさんおられますので、わかっておられるとは思いますが、とりあえずそういうことを申し上げておきます。</p>
藤原 歴史まちづくり 部長	<p>個人の所有物というのが大前提なので、それに対してどこまで地権の制限といえるだろうかと考え、100人いれば100人の思いがありますので、それを体系化するのは確かに難しいというのがありますが、今、国が明確な基準を示していない部分があり、それを各自治体で作れといわれているのが非常になかなか難しいところであると思っております。やはりその課題については協議会で議論させて頂く大きな内容になると思っておりますのでよろしくお願いしたい。それと誘導策も当然検討しなければならないので、どうやったら解決できるかということも我々のほうでも課題の整理・整頓し、議論のテーマを出していきたいと考えています。</p>
松浦会長	<p>空き家によってもいろいろ問題状況が違いますよね。今、三島委員がおっしゃった極端な例というのは、そういうものがあって地域が非常に困っていると。だから今回のような法律を作って、ある程度強制力でこれを除却するとか、そういう制度にしたということです。だけれど、基準そのものがまだはっきりしないので今回計画を立ててはっきりさせようというのがひとつあるんです。もうひとつは、地域の課題、利活用だとかそういう問題につ</p>

	<p>いてまた別途、調査の中である程度の傾向を踏まえながらやっていくと、そういう解釈でよろしいですか。</p>
藤原 歴史まちづくり 部長	<p>冒頭申し上げた 2 つの観点がありますので、特定空家の問題、もうひとつは利活用可能な空き家という、この 2 本の柱でそれぞれに対して、除却の対象になる部分については、松江市へという形になると思いますが対応を考えていくと。それから、空き家といっても立地条件によって様々な課題がありますので、その課題の対応策というのは法的な問題の整理をして検討していくということでご理解を頂きたいと思います。</p>
松浦会長	<p>多分、三島委員が心配されているのは、例えば、市街化調整区域の中で空き家が出てきて改修しようとしても、別の法律によってできないという問題があるんだけど、そういうものはどうするのかということだと。そうすると、それは市街化調整区域の中でのまちづくりのあり方に関連してくるのではないかという話が言いたいのではないかと思うが、そこらはどうなんですか。</p>
藤原 歴史まちづくり 部長	<p>その話も申し上げれば良かったのですが、ちょうど松江市都市マスタープランを今年度、来年度と 2 カ年かけて策定していきますので、まちづくりに関する議論は空き家の問題に直接に関連してきますので当然そこをリンクさせながら課題の検討していきたい。と考えています。</p> <p>それと、地域の交通の問題も今年計画を策定中でありますので、そこともリンクしていく。もうひとつおっしゃって頂いた、いわゆる農政部局との連携も不可欠だと考え、課題解決に向けて協力していくという考え方でございます。</p>
松浦会長	<p>それでは、他には何かございますか。この点はわからないなど何でも結構でございます。</p> <p><特になし></p> <p>無いようでございますので、本日のその他の議題も通して何かご意見、ご質問等がございましたらこの際お願いします。</p>
小数賀委員	<p>初めてこの会議をやったわけですが、次回からできれば予備知識をもって出席したいので、会議資料を事前に頂くと大変ありがたいと思います。</p>
内田 建築指導課長	<p>承知しました。今回は当日資料配付ということになっていたが、次回からは事前に資料を送らせて頂きます。</p>

松浦会長	<p>他にはございますか。</p> <p><特になし></p> <p>それでは、予定をしていた時間となりましたので、以上で会議を終了させて頂きたいと思 います。それでは事務局お願いします。</p>
内田 建築指導課長	<p>本日は大変一方的な説明という形なってしまいましたが、お気づきになった点などござい ましたら、事務局にご連絡頂ければと考えておりますので、よろしく願いいたします。 今後とも情報提供、情報共有をしっかりと行って会議に臨みたいと思っております、皆様方 のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは以上をもちまして、第一回松江市空家等対策協議会を終了させて頂きます。本日 は大変ありがとうございました。</p> <p>協議簿を作成しますので、できましたら委員の皆様にも配布しますのでご確認お願いいた します。</p>